

平成28年度

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション）)

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



在宅・地域福祉サービス中の

- ◎活動従事者ご自身のケガ
- ◎団体・グループの賠償責任

を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、在宅福祉サービス・介護保険サービスなどを実施する団体ならびにその活動従事者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員である団体^(※)ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ（以下総称して「団体」といいます。）

（※）団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

（※）個人加入はできません。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

ケガの補償 ……個人（団体の活動従事者）

賠償責任の補償 ……団体（役員、使用人を含みます。）
および個人（団体の活動従事者）

感染症の補償（オプション） ……団体（団体が補償規定に基づいて活動従事者に支払われた補償金を補償します。）

対象となる活動

在宅福祉サービス・地域福祉サービス

障害福祉サービス

例

- ホームヘルプサービス
- グループホーム
- 配食・給食サービス
- 地域活動支援センター事業
- 児童家庭支援センター事業

障害者地域生活支援事業

- 訪問入浴サービス
- 家事援助サービス
- ガイドヘルプサービス
- 小規模作業所事業
- ケアマネジメント業務（訪問調査、ケアプラン作成など居宅介護支援事業）

介護保険サービス

児童福祉サービス

など

- デイサービス
- 福祉用具貸与サービス
- 小規模多機能型サービス
- 地域包括支援センター事業

ただし、社会福祉関連法令で定められた入所の社会福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者総合支援法による生活支援施設など）事業は除きます。

有償のボランティア活動も対象になります。

補償期間（保険期間）

平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時までの1年間

◆中途加入の場合は、加入申込手続きを完了^(※)した日の翌日午前0時から平成29年の3月31日午後12時までとなります。

（※）加入申込手続きの完了とは、加入申込人が保険料を全国社会福祉協議会の指定口座に払い込み、「加入依頼書」と活動従事者の名簿を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛に送付または提出したときとします。

加入申込手続き

①団体ごとに「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご署名（フルネーム）またはご捺印ください。

また感染症の補償（オプション）に加入される場合には、『感染症補償規定』の内容をご確認いただき、加入依頼書にご捺印ください。

※法人の場合は必ずご記名・ご捺印ください。

※必ず「加入依頼書」に添付されている「重要事項等説明書」および「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」を受領・確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえでお申し込みください。

※新規にご加入いただく場合は、「加入依頼書」の「告知事項」にも必ずご記入ください。

②所定の払込用紙（社協コードを必ず記入）を使用して、保険料を全国社会福祉協議会の指定口座にお振り込みください。

③「加入依頼書」の3枚目に所定の「振替払込受付証明書」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、活動従事者の名簿^(※)を添えて専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係宛にご送付またはご提出ください。

（※）名簿の様式は問いません。作成済みの名簿を添付してください。なお、名簿には「活動年月日」「参加者の氏名」「住所」および「電話番号」を記載してください。

④「加入依頼書」の4枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

※加入後、加入いただいた内容に変更が生じた場合には、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

※年度の途中で活動従事者の追加や入替があった場合は、追加または訂正した名簿を翌月10日までに損保ジャパン日本興亜に送付してください。なお、保険料の追加、返れいはありません。

補償金額（保険金額）

ケガの補償と賠償責任の補償は、セットで基本補償となりますので、いずれかのみ加入はできません。

（保険期間 1 年）

加入プラン			加入プラン			加入プラン		
保険金の種類			Aプラン			Bプラン		
基本補償	ケガの補償	個人	死 亡 保 険 金	410 万円 ^(※1)	700 万円 ^(※1)	1,080 万円 ^(※1)		
			後 遺 障 害 保 険 金	障害の程度により、 死亡保険金額の 4～100%	障害の程度により、 死亡保険金額の 4～100%	障害の程度により、 死亡保険金額の 4～100%		
			入 院 保 険 金 日 額	3,100 円	5,000 円	8,000 円		
			手術 保険金	入院中の手術	31,000 円	50,000 円	80,000 円	
				外来の手術	15,500 円	25,000 円	40,000 円	
			通院保険金日額	2,000 円	3,200 円	5,000 円		
	賠償責任の補償	団 体	対人・対物賠償 (個人賠償責任保険金)	1 億円(1 事故限度額)				
			対人・対物賠償 ^(※2)	2 億円(期間中限度額)	3 億円(期間中限度額)	5 億円(期間中限度額)		
			人格権侵害・宣伝障害 ^(※3)	2 億円(期間中限度額)	3 億円(期間中限度額)	5 億円(期間中限度額)		
			現金保管中の盗難損害賠償	10 万円 (期間中限度額)				
			事故対応特別費用 ^(※4)	500 万円(期間中限度額) ^(※2)				
			被害者対応費用 ^(※5) (対人見舞費用)	死亡 10 万円・入院 3 万円・通院 1 万円 (期間中 50 万円限度)				
オプション	感染症の補償	団 体	死 亡	100 万円				
			入院 15 日以上	5 万円				
			入院 8 日以上14 日以内	3 万円				
			入院 4 日以上 7 日以内	2 万円				
			通院 4 日以上	1 万円				

(※1)既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(※2)対人賠償・対物賠償は、共通で補償金額限度となります。また、補償の対象となるリスクの種類ごとに期間中限度額を適用します。

(※3)人格権侵害・宣伝障害は、共通で補償金額限度となります。

(※4)事故対応特別費用における事故の原因調査費用については、1 回の事故につき 30 万円限度となります。

(※5)被害者対応費用は、人格権侵害・宣伝障害の事故、現金保管中の盗難損害賠償の事故、ケアマネジメント業務における経済的損害賠償の事故の場合は対象になりません。

※自己負担額は 0 円です。

保 険 料

前年度の活動実績に基づき計算してください。（計算例は加入依頼書をご覧ください。）

加入プラン	加入プラン		
補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
基本補償（ケガの補償・賠償責任の補償）	延活動従事者数×17 円	延活動従事者数×28 円	延活動従事者数×42 円
オプション（感染症の補償）	延活動従事者数×1 円		

延活動従事者数=前年度の活動従事者全員の年間延活動実績日数合計

保険金をお支払いする主な場合【ケガの補償】

【ケガの補償】 団体の活動中に急激かつ偶然な外来の事故による活動従事者自身のケガを補償

ヘルパーが利用者宅で家事援助をしていて、調理中にやけどをし通院した。



介護支援専門員が訪問調査のため、要介護者を訪ねる途中、交通事故にあい後遺障害が生じた。



- ◎入院・通院 1 日目からお支払いします。
- ◎健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。
- ◎熱中症やウィルス性・細菌性食中毒になった場合にも補償します（熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒補償特約セット）。
- ◎自宅と活動場所への往復途上のケガも対象になります。

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から 180 日以内)
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりません。なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

保険金をお支払いする主な場合【賠償責任の補償・感染症の補償（オプション）】

【賠償責任の補償】

団体の活動中の偶然な事故により、サービス利用者や他人の身体・財物に損害を与え、団体またはその活動従事者が法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償

入浴サービス中に誤ってお年寄りにケガをさせた。



利用者宅で、家事援助サービス中、誤って食器を落として割った。



- サービス利用者の状況を外部に漏らし名誉毀損と訴えられたなど人格権の侵害による損害賠償責任も補償します。
- 利用者から預かった現金盗難時の損害賠償責任も補償します。（警察への届け出が必要です。）
- ケアプランに不必要な介護サービスを組み込んだため、本来必要なサービスを受けられなかったとして損害賠償を求められたなど、ケアマネジメント業務における経済的損害による損害賠償責任も補償します。
- 介護職員がたんの吸引を行った際に要介護者の喉を傷つけてしまったなど、介護職員等認定特定行為業務従事者が行った喀痰吸引等特定行為による損害賠償責任も補償します。

保険金の種類	補償内容
①損害防止費用	被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
②緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
④争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
⑦被害者対応費用 (対人見舞費用) ※団体の補償固有	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用をお支払いします。
⑧事故対応特別費用 (初期対応費用・争訟対応費用) ※団体の補償固有	補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等）をお支払いします。

- ※①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。
- ※⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{争訟費用の総額} = \text{争訟費用の総額} \times \text{支払限度額} / \text{⑥損害賠償金}$$
- ※個人の賠償責任の補償の場合は、①から⑥までをあわせて「個人賠償責任保険金」といいます。

オプション

【感染症の補償】

福祉サービスに従事する方自身がその活動中の事由により、下記に掲げる感染症を発症し、死亡、4日以上入院または4日以上通院した場合、団体が補償規定に基づき活動従事者に補償金を支払われた場合に保険金をお支払いします。（感染症補償規定につきましてはP6をご覧ください。）

○対象となる感染症：ウイルス肝炎（A型・B型・C型およびE型）、結核、皮膚感染症（疥癬、カンジダ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症など）腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒など）、HIV感染症（エイズ）、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、SARS、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 および H7N9 型）、マリア、MERS

保険金をお支払いできない主な場合

【ケガの補償】

- 故意または重大な過失
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - 脳疾患、疾病または心神喪失
 - 妊娠、出産、早産または流産
 - 外科的手術その他の医療処置
 - 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
 - ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
 - 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【個人の賠償責任の補償】

- 故意
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
 - 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
- (※) 次の①または②にいずれかに該当するものを除きます。
- ①原動力がもっぱら人力であるもの
- ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)

【賠償責任の補償】

- 故意
- 航空機、自動車または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- 施設や昇降機の新築、改築、修理、取りこわしその他工事
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- 福祉用具貸与に関して他事業者(リース、レンタル業者)等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、欠陥、ねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任
- 受託物が利用者・第三者(受託物の所有者)に引き渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
- 雇用・解雇に関する不当行為に起因する賠償責任
- 居宅介護支援業務遂行、または遂行に起因する以外の経済的損害賠償
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害
- 被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害
- 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- 修理または加工に起因する賠償責任
- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

※自動車による事故は、活動従事者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(自動車事故での補償となります。)

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー、パワーショベル、ユンボ、フォークリフト、クレーン車などを含みます。

事故が起こったら

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行ったうえで、次の事項を所定の「事故報告書」に必要事項をご記入のうえ、**ただちに損保ジャパン日本興亜の都道府県別の担当保険金サービス課までFAX**してください。

①事故発生の日時・場所 ②事故の原因・状況 ③ケガの程度・病院名(傷害事故)

④相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(賠償事故)

など

※「事故報告書」をご加入手続きをされた社会福祉協議会からお取り寄せいただくか、「ふくしの保険」ホームページ

(<http://www.fukushihoken.co.jp/>) からダウンロードしてください。

※事故の発生の日から30日以内にご連絡いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

※賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜と相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款、普通傷害保険普通保険約款、約定履行費用保険普通保険約款に各種特約等をセットしたものを組み合わせた商品です。
 - この保険契約は複数の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。
- 引受保険会社は各々の引受割引に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 【引受保険会社】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社：85%＜幹事保険会社＞ 東京海上日動火災保険株式会社：15%
- ご加入時には、加入依頼書に添付されている「重要事項等説明書」を必ずご覧ください。

福祉サービス総合補償感染症補償規定

- (本規定の目的) 第1条 本規定は、当団体が行う福祉サービス業務（以下「業務」という。）の遂行上の事由により補償対象者が感染症を発症した場合に、当団体が補償対象者に対して行う補償の内容を定めることにより補償対象者の福利厚生を図ることを目的とする。
- (定義) 第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従う。
 (1) 補償対象者—当団体が行う福祉サービス業務に従事する者のうち、当団体の作成、保管する名簿に記載された者
 (2) 感染症—病原体の感染により生じる症状のうち、次に掲げるもの
 ①ウイルス肝炎（A型・B型・C型およびE型）②結核③皮膚感染症（疥癬、カンジダ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹等）④腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性およびウイルス性食中毒等）⑤HIV感染症（エイズ）⑥MRSA⑦ペスト⑧エボラ出血熱⑨クリミア・コンゴ出血熱⑩マールブルグ病⑪パラチフス⑫ジフテリア⑬ポリオ⑭ラッサ熱⑮SARS⑯痘そう⑰黄熱⑱熱⑲狂犬病⑳高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）㉑マラリア㉒MERS
- (補償を行う場合) 第3条 当団体は、補償対象者が業務の遂行上の事由により発症した感染症に対してこの規定に従い補償金を支払う。ただし、本規定の発効日より前に感染し、または発症した場合には補償金を支払わない。なお、本規定の発効日より後に補償対象者となった者については、「本規定の発効日」を「本規定による補償対象者となった日」と読み替える。
- (補償の内容) 第4条 当団体が前条の規定により支払う補償金は次の各号の通りとする。
 (1) 感染症死亡補償金—補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として感染症を発症した日（以下「発症日」という。）からその日を含めて180日以内に死亡した場合は感染症死亡補償金として100万円を補償対象者の法定相続人に支払う。ただし、補償対象者の法定相続人が2名以上であるときは、法定相続分の割合により感染症死亡補償金を支払う。
 (2) 感染症入院補償金—補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。）した場合は、入院した日数に応じて下表に記載の金額を補償対象者に支払う。ただし、発症日からその日を含めて180日以内に入院した場合に限るものとする。
- | 入院期間 | 感染症入院補償金の額 |
|----------------|------------|
| 15日以上 のとき | 5万円 |
| 8日以上 14日以内 のとき | 3万円 |
| 4日以上 7日以内 のとき | 2万円 |
- (3) 感染症通院補償金—補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ通院（医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいう。）した場合は、通院した日数に応じて下表に記載の金額を補償対象者に支払う。
- | 通院期間 | 感染症通院補償金の額 |
|----------|------------|
| 4日以上 のとき | 1万円 |
- (感染の推定) 第5条 補償対象者が発症した感染症が、当団体の指示に基づく業務の利用者が罹患していた感染症と同一の感染症であると医師の診断により認定された場合は、業務の遂行上の事由により感染症を発症したものと推定する。ただし、他の感染源が特定できる場合はこの限りではない。
- (感染の報告義務) 第6条 補償対象者は、感染したおそれが生じたとき、感染が判明したとき、または感染症が発症したときは、速やかにそれらの状況および身体の障害の程度を当団体に報告しなければならない。
 2. 補償対象者が正当な理由がなく前項の規定に違反したとき、またはその報告について知っている事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたときは、当団体は補償金を支払わない。
- (補償金の請求手続) 第7条 補償対象者（感染症死亡補償金については補償対象者の法定相続人）が補償金の支給を受けようとするときは別表に掲げる書類のうち当団体が求めるものを提出しなければならない。
 2. 補償対象者（感染症死亡補償金については補償対象者の法定相続人）が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、当団体は補償金を支払わない。
- (本規定の改定) 第8条 当団体は、社会経済事情の著しい変動等があった場合には、本規定の改定を行う。
- (発効日) 第9条 本規定は、福祉サービス総合補償の補償期間の開始日から効力を発する。

別表（補償金請求書類）

	死亡	入院	通院
1. 補償金請求書（※）	○	○	○
2. 障害状況報告書（※）	○	○	○
3. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書（※）	○	○	○
4. 死亡診断書または死体検案書	○		
5. 感染症の程度を証明する医師の診断書		○	○
6. 入院（通院）日数を記載した病院または診療所の証明書類（※）		○	
7. 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本	○		
8. 補償対象者の戸籍謄本	○		
9. 補償対象者の印鑑証明書		○	○
10. 委任を証する書類および委任する者の印鑑証明書（補償金の請求を第三者に委任する場合）（※）	○	○	○
11. 上記1.～10.の他当団体が求める書類	○	○	○

（※）が付されている書類は、当団体が定める書式による。

感染症補償の補償金のお支払いまでの流れ



損保ジャパン日本興亜都道府県別担当一覧

(平成 27 年 11 月現在)

※下表は平成 27 年 11 月末現在のものです。変更になる場合がありますので、予めご了承ください。
 ※受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時までとなります。(土日、祝日、12/31 ~ 1/3 は除きます。)
 ※事故報告の際は、所定の事故報告書をご利用いただき、加入証を添付のうえ、各都道府県別の事故担当にFAXにてご送付ください。

保険制度の内容照会・契約内容の変更手続き等はこちら			都道府県	【事故】事故報告・事故に関するお問合せはこちら		
担当営業店	代表電話番号	FAX 番号		事故担当保険金サービス課	代表電話番号	FAX 番号
札幌法人営業部営業第一課	011-281-6144	011-210-6308	北海道	北海道火災新種保険金サービス課	011-222-4011	011-251-5894
青森支店青森中央支社	017-773-4411	017-777-0505	青森	青森保険金サービス課	017-773-2711	017-773-4420
岩手支店盛岡支社	019-653-4141	019-653-3427	岩手	盛岡保険金サービス課	019-653-4145	019-653-2687
仙台支店法人第一支社	022-298-1352	022-298-2271	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280	022-298-2290
秋田支店法人支社	018-862-4463	018-864-8538	秋田	秋田保険金サービス第一課	018-862-8423	018-863-7924
山形支店山形第二支社	023-623-7043	023-626-1338	山形	山形保険金サービス第一課	023-624-1735	023-625-0020
福島支店福島支社	024-523-1310	024-525-3065	福島	郡山保険金サービス第一課	024-922-2614	024-922-2458
茨城支店法人支社	029-231-8043	029-221-8047	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	029-302-5161	029-231-8354
栃木支店宇都宮中央支社	028-627-8072	028-627-1010	栃木	栃木火災新種保険金サービス課	028-633-7431	028-633-7456
群馬支店法人支社	027-223-5111	027-243-6153	群馬	群馬火災新種保険金サービス課	027-223-5120	027-243-6154
埼玉中央支店法人第一支社	048-648-6010	048-648-6011	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	048-648-6006	048-647-5869
千葉支店千葉支社	043-243-3097	043-243-3065	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	043-221-2183	043-225-7406
医療・福祉開発部第三課	03-3593-6824	03-3593-7102	東京	松戸市 団体保険金サービス課	03-5913-3955	03-3385-5500
医療・福祉開発部第三課	03-3593-6824	03-3593-7102		団体保険金サービス課	03-5913-3955	03-3385-5500
横浜支店営業第三課	045-201-6720	045-662-6859	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス課	045-661-2626	045-201-2061
新潟支店法人営業室 (第二グループ)	025-244-5140	025-244-5186	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191	025-244-8130
富山支店富山支社	076-441-3367	076-433-6422	富山	富山保険金サービス第一課	076-441-3375	076-433-2050
金沢支店金沢支社	076-262-2507	076-232-1195	石川	金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434	076-232-2193
福井支店福井支社	0776-24-0214	0776-24-0274	福井	福井保険金サービス第一課	0776-21-6128	0776-21-6074
山梨支店甲府支社	055-233-5191	055-233-5180	山梨	山梨保険金サービス第二課	055-237-7289	055-237-7323
長野支店長野支社	026-235-8126	026-235-8064	長野	北信・東信 長野火災新種保険金サービス課	026-228-7331	026-228-7341
				中信・南信 長野火災新種保険金サービス課松本 SC	0263-33-3114	0263-37-0452
岐阜支店法人支社	058-253-9700	058-253-9715	岐阜	岐阜火災新種保険金サービス課	058-266-8361	058-264-7614
静岡支店静岡支社	054-254-1281	054-254-0188	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	054-254-1291	054-254-3529
名古屋企業営業部金融公務室	052-953-3894	052-953-3695	愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	052-953-3911	052-953-3691
三重支店津支社	059-226-3011	059-228-4397	三重	三重火災新種保険金サービス課	059-226-4996	059-226-1838
滋賀支店営業課	077-523-3185	077-522-2078	滋賀	大津保険金サービス第一課	077-524-2044	077-523-4740
京都支店京都支社	075-252-3033	075-252-8677	京都	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717	075-343-6727
大阪金融公務部第一課	06-6449-1050	06-6449-1388	大阪	大阪火災新種保険金サービス第一課	06-4704-2024	06-4704-2135
神戸支店法人第一支社	078-333-2595	078-333-2674	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	078-371-1017	078-371-1026
奈良支店奈良支社	0742-34-9111	0742-34-9779	奈良	奈良保険金サービス第一課	0742-32-3087	0742-32-3060
和歌山支店法人支社	073-433-0400	073-431-3479	和歌山	和歌山保険金サービス第一課	073-433-0491	073-423-3105
山陰支店鳥取支社	0857-23-3301	0857-27-1510	鳥取	米子保険金サービス課	0859-33-7660	0859-22-0529
山陰支店松江支社	0852-21-9700	0852-27-7841	島根	松江保険金サービス課	0852-21-9755	0852-21-8970
岡山支店岡山中央支社	086-225-1069	086-233-6041	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665	086-223-1565
広島支店法人第二支社	082-243-6559	082-243-6170	広島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364	082-243-6147
山口支店法人支社	083-924-3005	083-923-8053	山口	下関保険金サービス課	083-231-6682	083-224-0231
徳島支店徳島支社	088-655-9611	088-622-9656	徳島	徳島保険金サービス課	088-655-9622	088-625-6831
高松支店法人支社	087-825-0915	087-825-0910	香川	高松火災新種保険金サービス課	087-833-3273	087-833-3319
愛媛支店法人支社	089-943-1917	089-933-9582	愛媛	松山火災新種保険金サービス課	089-946-0044	089-932-0121
高知支店高知中央支社	088-822-6205	088-822-5364	高知	高知保険金サービス課	088-880-5056	088-880-5070
福岡支店営業第一課	092-481-5310	092-414-9871	福岡	福岡火災新種保険金サービス課	092-272-5602	092-272-5600
佐賀支店佐賀支社	0952-23-8171	0952-23-0394	佐賀	久留米火災新種保険金サービス課	0942-31-3215	0942-31-3235
長崎支店法人支社	095-826-7290	095-821-8889	長崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090	095-821-2566
熊本支店法人支社	096-326-9355	096-322-6108	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020	096-322-3990
大分支店大分支社	097-538-3502	097-538-3506	大分	大分保険金サービス第一課	097-538-1586	097-532-9847
宮崎支店法人支社	0985-27-8351	0985-26-6112	宮崎	宮崎保険金サービス第一課	0985-27-7116	0985-28-1737
鹿児島支店法人支社	099-812-7504	099-251-1025	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512	099-251-1124
沖縄支店法人支社	098-861-4577	098-864-1580	沖縄	沖縄保険金サービス課	098-862-2091	098-868-9239

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社

福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

〈営業時間：平日の 9:30～17:30(土日・祝日、12/29～1/3 を除きます。〉

団体契約者



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部 第三課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関 3-7-3

TEL 03-3593-6824 FAX 03-3593-5369

(受付時間：平日の 9:00～17:00 (土日・祝日、12/31～1/3 を除きます。))

(共同引受損害保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社